事　務　連　絡
令和元年11月1日

関係団体　御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

令和元年台風第19号による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（その７）

標記につきまして、別紙１から３のとおり、都道府県宛に連絡いたしましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう、協力方お願いいたします。

（別添）

公益社団法人　日本医師会　御中
公益社団法人　日本歯科医師会　御中
公益社団法人　日本薬剤師会　御中
公益社団法人　日本看護協会　御中
公益社団法人　全国老人福祉施設協議会　御中
公益社団法人　全国老人保健施設協会　御中
一般社団法人　全国デイ・ケア協会　御中
公益社団法人　日本認知症グループホーム協会　御中
全国グループホーム団体連合会　御中
一般社団法人　日本慢性期医療協会　御中
社会福祉法人　全国社会福祉協議会　御中
社会福祉法人　全国社会福祉法人経営者協議会　御中
公益社団法人　全国有料老人ホーム協会　御中
一般社団法人　全国介護付きホーム協会　御中
一般社団法人　高齢者住宅協会　御中
公益財団法人　テクノエイド協会　御中
一般社団法人　全国福祉用具専門相談員協会　御中
一般社団法人　日本福祉用具・生活支援用具協会　御中
一般社団法人　日本福祉用具供給協会　御中
特定非営利活動法人　全国盲老人福祉施設協議会　御中
一般社団法人　全国軽費老人ホーム協議会　御中
一般社団法人　日本介護支援専門員協会　御中
公益財団法人　日本訪問看護財団　御中
一般社団法人　全国訪問看護事業協会　御中
一般社団法人　日本訪問リハビリテーション協会　御中
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会　御中
公益社団法人　日本介護福祉士会　御中
日本ホームヘルパー協会　御中
全国ホームヘルパー協議会　御中
一般社団法人　日本在宅介護協会　御中
全国農業協同組合中央会　御中
日本生活協同組合連合会　御中
一般社団法人　「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会　御中
市民福祉団体全国協議会　御中
全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会　御中
一般社団法人　24時間在宅ケア研究会　御中

別紙１

事　務　連　絡
令和元年11月1日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

令和元年台風第19号による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（その８）

令和元年台風第19号による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。
（令和元年10月30日付け事務連絡から、下線部及び別紙を更新）

記

１に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 20 条第１項、第 48 条第１項、第 66 条第１項、第 78 条第１項、第 87 条第１項、第 96 条第１項、第 127 条第１項、第 140 条の６第１項、第 145 条第１項、第 155 条の５第１項、第 182 条第１項、第 197 条第１項及び第 212 条第１項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 50 条第１項、第 69 条第１項、第 81 条第１項、第 90 条第１項、第 118 条の２第１項、第 135 条第１項、第 155 条第１項、第 190 条第１項、第 206 条第１項、第 238 条第１項、第 269 条第１項並びに第 286 条第１項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第３条の 19 第１項、第 24 条第１項、第 71 条第１項、第 96 条第１項、第 117 条第１項、

第 136 条第１項及び第 161 条第１項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第１項、第 52 条第１項及び第 76 条第１項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第９条第１項及び第 41 条第１項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第１項及び第 42 条第１項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第１項及び第 42 条第１項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第５号）第 14 条第１項及び第 46 条第１項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の６の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、２に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 115 条の 45 第５項及び第 115 条の 47 第８項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、１に掲げる者について２に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、介護保険施設等における食費・居住費については、自己負担分の支払いを受ける必要がある。

１　対象者の要件

（１）及び（２）のいずれにも該当する者であること。

（１）　令和元年台風第 19 号に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、令和元年 11 月１日午後０時時点で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村（別紙）の介護保険法第９条の被保険者であること。

（２）　令和元年台風第 19 号により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨

②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

③　主たる生計維持者の行方が不明である旨
④　主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

２　取扱いの期間

令和２年１月末までの介護サービス分

３　介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

（１）　上記　１（２）の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が１（１）の市町村であることを確認するとともに、当該者の１（２）の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。
　ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。

（２）　本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求すること。
　また、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

別紙

猶予実施市町村

（**令和元年 11 月 1 日午後 0 時時点**）

（**下線部が更新部分**）

	都道府県	市町村
1	岩手県	宮古市
2		大船渡市
3		陸前高田市
4		釜石市
5		大槌町
6		山田町
7		田野畑村
8	宮城県	仙台市
9		石巻市
10		塩竈市
11		気仙沼市
12		白石市
13		名取市
14		角田市
15		多賀城市
16		岩沼市
17		登米市
18		栗原市
19		東松島市
20		大崎市
21		富谷市
22		蔵王町

23		七ヶ宿町
24		大河原町
25		村田町
26		柴田町
27		川崎町
28		丸森町
29		亘理町
30		山元町
31		松島町
32		七ヶ浜町
33		利府町
34		大和町
35		大郷町
36		大衡村
37		色麻町
38		加美町
39		涌谷町
40		美里町
41		女川町
42		南三陸町
43	福島県	福島市
44		会津若松市
45		郡山市
46		いわき市
47		白河市
48		須賀川市
49		喜多方市
50		相馬市

51		二本松市
52		田村市
53		南相馬市
54		伊達市
55		本宮市
56		桑折町
57		国見町
58		川俣町
59		大玉村
60		鏡石町
61		天栄村
62		檜枝岐村
63		只見町
64		猪苗代町
65		会津美里町
66		西郷村
67		泉崎村
68		中島村
69		矢吹町
70		棚倉町
71		矢祭町
72		塙町
73		鮫川村
74		石川町
75		玉川村
76		平田村
77		浅川町
78		古殿町

79		三春町
80		小野町
81		楢葉町
82		富岡町
83		川内村
84		大熊町
85		双葉町
86		浪江町
87		葛尾村
88		新地町
89		飯舘村
90	茨城県	水戸市
91		日立市
92		土浦市
93		石岡市
94		結城市
95		常陸太田市
96		高萩市
97		北茨城市
98		**大洗町**
99		茨城町
100		那珂市
101		常陸大宮市
102		大子町
103		神栖市
104		**八千代町**
105		守谷市
106		つくば市

107		ひたちなか市
108		城里町
109		筑西市
110		**桜川市**
111		笠間市
112	栃木県	宇都宮市
113		足利市
114		栃木市
115		佐野市
116		鹿沼市
117		日光市
118		大田原市
119		矢板市
120		那須塩原市
121		さくら市
122		塩谷町
123		那須町
124		那珂川町
125		那須烏山市
126		小山市
127		下野市
128		上三川町
129		茂木町
130		壬生町
131	群馬県	**前橋市**
132		高崎市
133		**桐生市**
134		太田市

135		館林市
136		藤岡市
137		富岡市
138		安中市
139		神流町
140		南牧村
141		嬬恋村
142		高山村
143		千代田町
144		大泉町
145		邑楽町
146		みなかみ町
147	埼玉県	さいたま市
148		川越市
149		熊谷市
150		川口市
151		秩父市
152		所沢市
153		飯能市
154		本庄市
155		東松山市
156		狭山市
157		深谷市
158		上尾市
159		戸田市
160		入間市
161		朝霞市
162		志木市

163		和光市
164		新座市
165		桶川市
166		富士見市
167		坂戸市
168		鶴ヶ島市
169		日高市
170		ふじみ野市
171		嵐山町
172		小川町
173		川島町
174		吉見町
175		ときがわ町
176		横瀬町
177		皆野町
178		小鹿野町
179		美里町
180		神川町
181		寄居町
182	千葉県	千葉市
183		館山市
184		鴨川市
185		富里市
186		南房総市
187		山武市
188		大網白里市
189		**栄町**
190		多古町

191		**横芝光町**
192		睦沢町
193	東京都	墨田区
194		大田区
195		世田谷区
196		北区
197		板橋区
198		練馬区
199		八王子市
200		立川市
201		青梅市
202		府中市
203		昭島市
204		調布市
205		町田市
206		日野市
207		福生市
208		狛江市
209		羽村市
210		あきる野市
211		瑞穂町
212		日の出町
213		檜原村
214		奥多摩町
215	神奈川県	川崎市
216		相模原市
217		平塚市
218		小田原市

219		茅ケ崎市
220		秦野市
221		厚木市
222		伊勢原市
223		海老名市
224		座間市
225		南足柄市
226		寒川町
227		大井町
228		松田町
229		山北町
230		箱根町
231		湯河原町
232		愛川町
233		清川村
234	新潟県	上越市
235	山梨県	富士吉田市
236		都留市
237		山梨市
238		大月市
239		韮崎市
240		南アルプス市
241		北杜市
242		笛吹市
243		上野原市
244		甲州市
245		市川三郷町
246		早川町

247		身延町
248		南部町
249		富士川町
250		道志村
251		鳴沢村
252		富士河口湖町
253		小菅村
254		丹波山村
255	長野県	長野市
256		松本市
257		上田市
258		岡谷市
259		諏訪市
260		須坂市
261		小諸市
262		伊那市
263		中野市
264		飯山市
265		茅野市
266		塩尻市
267		佐久市
268		千曲市
269		東御市
270		安曇野市
271		小海町
272		南相木村
273		北相木村
274		佐久穂町

275		軽井沢町
276		御代田町
277		立科町
278		青木村
279		長和町
280		下諏訪町
281		富士見町
282		原村
283		辰野町
284		麻績村
285		生坂村
286		坂城町
287		小布施町
288		高山村
289		飯綱町
290	静岡県	伊豆の国市
291		函南町

別紙２

事　務　連　絡
令和元年10月18日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

令和元年台風第19号による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（リーフレット）

令和元年台風第19号による災害発生に関し、「令和元年台風第19号による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて」（平成元年10月18日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）により、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いをお示ししているところですが、今般、別添のとおり、介護サービス事業所等の方々へのリーフレットを作成しましたので、本リーフレットを介護サービス事業所等に直接配布する等の方法により、本リーフレットをご活用いただき、管内市町村や介護サービス事業所等に広く周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

別紙３

事　務　連　絡
令和元年 11 月 1 日

岩手県保健福祉部
宮城県保健福祉部
福島県保健福祉部
茨城県保健福祉部
栃木県保健福祉部
群馬県健康福祉部
埼玉県福祉部
千葉県健康福祉部
東京都福祉保健局
神奈川県保健福祉局
新潟県福祉保健部
山梨県福祉保健部
長野県健康福祉部
静岡県健康福祉部
御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和元年台風第 19 号で被災した被保険者に係る利用料の
負担等の取扱いについて（リーフレット）

令和元年台風第19号による災害発生に関し、「令和元年台風第19号で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて」（平成元年10月18日、10月21日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）により、市町村おける利用料の取扱いをお示ししているところですが、今般、別添のとおり、利用者の方々へのリーフレットを作成しましたので、本リーフレットを市町村の窓口で配布、掲示する等の方法により、本リーフレットをご活用いただき、管内市町村や介護サービス事業所等に広く周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

対象保険者は、令和元年台風第 19 号 に係る 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち 、令和元年11月1日午後0時時点で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村です。

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

令和元年１０月２５日１２時時点

○　**災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（**令和２年１月末まで**）

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［岩手県］
宮古市、大船渡市、久慈市（※）、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、田野畑村、普代村（※）、野田村（※）、洋野町（※）、岩手県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（※）国保のみ
（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※　この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※　上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※　上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○　被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

令和元年１０月２８日１２時時点

○　**災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（**令和２年１月末まで**）

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［宮城県］
仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町、宮城県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※　この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※　上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※　上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○　被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

令和元年１０月２３日１２時時点

○　**災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（**令和２年１月末まで**）

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［福島県］
福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、檜枝岐村、只見町、猪苗代町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村、福島県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○　被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

令和元年１１月１日１２時時点

○　**災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（**令和２年１月末まで**）

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［茨城県］
水戸市、日立市、土浦市、古河市（※）、石岡市、結城市、下妻市（※）、常陸太田市、高萩市、北茨城市、茨城町、那珂市、常陸大宮市、大子町、神栖市、八千代町（☆）、守谷市、つくば市、ひたちなか市、城里町、筑西市（☆）、桜川市、鉾田市（※）、笠間市、茨城県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（※）国保のみ
（☆）介護保険のみ
（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※　この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※　上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※　上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○　被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

令和元年１０月３０日１２時時点

○　**災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（**令和２年１月末まで**）

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［栃木県］
宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、塩谷町、那須町、那珂川町、那須烏山市、小山市、下野市、上三川町、茂木町、市貝町（※）、壬生町、
栃木県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（※）国保のみ
（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※　この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※　上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※　上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○　被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

令和元年１１月１日１２時時点

○　**災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（**令和２年１月末まで**）

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［群馬県］
前橋市、高崎市、桐生市、太田市、館林市、藤岡市、富岡市、安中市、神流町、下仁田町（※）、南牧村、甘楽町（※）、嬬恋村、高山村、千代田町、大泉町、邑楽町、みなかみ町、みどり市（※）、
群馬県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（※）国保のみ
（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※　この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※　上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※　上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○　被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

令和元年１０月２８日１２時時点

○　**災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（**令和２年１月末まで**）

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［埼玉県］
さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市（※）、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、狭山市、深谷市、上尾市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、美里町、神川町、寄居町、埼玉県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（※）国保のみ
（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※　この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※　上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※　上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○　被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

令和元年１１月１日１２時時点

○　**災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（**令和２年１月末まで**）

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［千葉県］
千葉市（中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区）、館山市、東金市（※）、旭市（※）、市原市（※）、鴨川市、富里市、南房総市、山武市、大網白里市、酒々井町（※）、栄町、多古町、横芝光町、睦沢町、千葉県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（※）国保のみ
（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※　この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※　上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※　上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○　被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

令和元年１０月３０日１２時時点

○　**災害救助法の適用市区町村の住民の方で**、適用市区町村の国民健康保険・介護保険、適用市区町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。
（**令和２年１月末まで**）

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［東京都］
墨田区、大田区、世田谷区、北区、板橋区、練馬区、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、日野市、福生市、狛江市、多摩市（※）、稲城市（※）、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、東京都後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（※）国保のみ
（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※　この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※　上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※　上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○　被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

令和元年１０月２１日１０時時点

○　**災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（**令和２年１月末まで**）

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［神奈川県］
川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ケ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、寒川町、大井町、松田町、山北町、箱根町、湯河原町、愛川町、清川村、神奈川県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※　この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※　上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※　上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○　被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

令和元年１０月２１日１０時時点

○　**災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（**令和２年１月末まで**）

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［新潟県］
上越市、新潟県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※　この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※　上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※　上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○　被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

令和元年１０月２５日１２時時点

○　**災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（**令和２年１月末まで**）

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［山梨県］
富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、道志村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村、山梨県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※　この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※　上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※　上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○　被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

令和元年１０月２８日１２時時点

○　**災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（**令和２年１月末まで**）

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［長野県］
長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村（※）、南牧村（※）、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、麻績村、生坂村、坂城町、小布施町、高山村、飯綱町、栄村（※）、
長野県後期高齢者医療広域連合　全国健康保険協会
（※）国保のみ
（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※　この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※　上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※　上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○　被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

令和元年１０月２３日１２時時点

○　**災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（**令和２年１月末まで**）

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［静岡県］
伊豆の国市、函南町、静岡県後期高齢者医療広域連合　全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※　この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※　上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※　上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○　被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。